

<2014年～>  
一時金の切り下げについて

2017年5月2日

法人

0. 9ヶ月分の一時金削減と、給与規則施行細則別表からの支給月数削除を提案

組合は団体交渉で話し合い、避けることを求め、誠実対応を要求

2014年4月

組合の同意を得ることなく規則改定を強行し、別表から支給月数を削除したのです。そして、以後の一時金については減額した額の支給を続けた。

一時金切り下げに対する組合の原告団支援の結果は？

東京地方  
裁判所

2017年4月20日、組合が支援した原告団と法人との和解が成立

東京労働委員会へ救済の申し立て

法人は態度を改めず、組合員が未払い賃金の返還を提訴

組合は原告団への支援を決定

法人は一時金引き下げの根拠を提示できず

将来を見据え、正常な労使関係に基づく和解へ

！！原告側にとり、全面勝訴以上の内容！！

- ①未払い一時金(2014年夏季～2016年冬季までの6回分)の全額を支払う
- ②就業規則から一方的に削除した一時金の月数を、再び給与規則施行細則別表に明記
- ③今後1年半(2017年夏・冬, 2018年夏)  
一時金切り下げ前の水準での一時金支給を約束
- ④その後の一時金は前年度水準を出発点とする労使交渉で決めていく  
(但し、法人は前年度実績の維持に努め、  
下げる場合には適切な情報開示を含む誠実な交渉が必要となると明記)